

《論 説》

19 世紀後半におけるカナダ製造業利害と保護主義運動¹

福 士 純

はじめに

19世紀中葉におけるイギリスの旧植民地体制の崩壊と自由貿易政策への転換は、その植民地における経済構造を根底から覆すものであり、後にカナダ自治領を構成する英領北アメリカ植民地もその例外ではなかった²。19世紀中葉のイギリス本国における自由貿易政策への転換は、英領北アメリカ植民地にとって、彼らが享受していた特惠関税に代表される重商主義的保護を失うことを意味していた³。そのため、イギリス本国が提供する保護の下でその基盤を形成しつつあった英領北アメリカ植民地は、本国との密接な経済関係を失うことによって、従来の本国との相互補完的な経済関係とは異なる、独自の経済発展を模索していくこととなるのである⁴。

その経済発展の手段として19世紀後半以降追求されるのが、保護関税の施行による製造業の育成であった。旧植民地体制下の英領北アメリカ植民地経済は、本国へのステーブル製品の生産に特化しており、製造業はほとんど存在しなかった。しかし、1850年代になるとステーブル製品輸出によって蓄積された商業資本が製造業へと転化される一方、鉄道などのインフラ建設に従事する人々が労働市場へと流れ込むことによって、工業への安定的な労働力供給が確保されるようになったため、萌芽的な工業発展が開始されたのである⁵。

1 本稿は、科学研究費補助金若手研究 (B)「20世紀前半におけるカナダ製造業の特殊発展過程と英米加経済関係」(課題番号: 24720343)、並びに平成24年度岡山大学若手研究者スタートアップ研究支援事業の研究成果の一部である。

2 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』, 岩波書店, 1981年, 82-83ページ。D. McCalla, 'Economy and Empire: Britain and Canadian Development, 1783-1971', in P. Buckner, ed., *Canada and the British Empire* (Oxford: Oxford University Press, 2008), p.241.

3 吉岡『近代イギリス経済史』, 86ページ。H. Stanford, *To Serve the Community: The Story of Toronto's Board of Trade* (Toronto: University of Toronto Press, 1974), p.11. 木村和男『カナダ自治領の生成 英米両帝国下の植民地』刀水書房, 1987年, 6, 20ページ。

4 たしかに、ケインやホプキンスが1850年代以降の英領北アメリカ植民地は、運河、鉄道建設に用いられる資本輸入を通して、シティ金融利害への依存を深めたと述べるように、英領北アメリカ植民地による本国に対する依存は、その後も変わらず続いたとも言える。しかし本稿で検討するように、19世紀後半は製造業の振興などその後のカナダ経済発展に向けての基盤形成期であり、経済的依存という側面のみを強調することは適当ではない。P. J. Cain, A. G. Hopkins, *British Imperialism, 1688-1914* (Harlow: Longman, 1993) (竹内幸雄, 秋田茂訳, 『ジェントルマン資本主義の帝国 I』, 名古屋大学出版会, 1997年), 177ページ。

5 K. Norrie, D. Owrn, *A History of the Canadian Economy* (Toronto: Harcourt Brace Jovanovich, 1991), pp.234-235. フォースター (B. Forster) は、1896年以前のカナダ経済発展の要因を、ステーブル製品輸出ではなく中央カナダの工業化に求めている。B. Forster, 'Common Knowledge: Theory, Concept and the Prosaic in Making the Tariff of 1859', in E. A. Hearman, A. Li, S. McKellar, eds., *Essays in Honour of Michael Bliss: Figuring the Social* (Toronto: University of Toronto Press, 2008), p.120.

たしかに英領北アメリカ植民地における製造業はいまだ発展途上にあり、業種も農業機器産業を除いては綿織物や毛織物といった繊維産業を中心とする消費財産業に限定されたものではあった。ゆえに、イギリス本国やアメリカ製の工業製品とカナダ市場で競争するためには、輸入工業製品に対する高率の保護関税を必要としていたのである。ゆえに、製造業に従事する人々は、保護関税の導入に向けての活動を展開したのである。

しかしながら、従来の19世紀後半のカナダ経済史に関する研究においては、毛皮や材木、小麦といったステープル製品の生産、輸出が経済発展を規定すると考えられており、製造業の発展はステープル輸出に付随して発展するものと解されてきた⁶。他方、1960年代以降の新政治経済学派は、上記のような「ステープル理論」を批判的に継承し、連邦政府が商業・金融利害が望むステープル輸出拡大を図る上で必要となる資本誘引に適した関税を施行する一方、アメリカ資本、技術を積極的に導入することで資本財生産が阻害され、国内市場でしか競争力を持たない歪んだかたちの製造業発展が推し進められたことで対米従属化が進行したと主張している⁷。このように、カナダ経済発展において製造業は長い間周縁化され続けてきたが、近年の数量経済史研究はカナダ製造業の生産性がアメリカに比して必ずしも低くないことを指摘し、関税障壁によって守られながら成長した製造業がカナダ経済発展に与えた役割を積極的に評価している⁸。事実、旧植民地体制の崩壊後におけるカナダ経済構造の変革を特徴づけたのはまさにこの製造業の発展だったのであり、この点について再検討することで19世紀後半以降カナダ政府、そして製造業に従事する人々が目指したカナダ経済発展の方向性を明らかにすることができるだろう。本稿では、この19世紀後半のカナダにおける製造業振興の過程を分析するために、連合カナダ植民地（連邦結成後のオンタリオ州とケベック州）の製造業者団体であるカナダ産業振興協会（Association for the Promotion of Canadian Industry: APCI）とその後継団体であるオンタリオ製造業者協会（Manufacturers' Association of Ontario: MAO）を中心に、製造業者による保護関税要求の運動に目を向ける⁹。具体的には1858年のケイリー関税法、1859年のガルト関税法、そして

6 ステープル理論の提唱者であるイニス（H. A. Innis）、クレイトン（D. G. Creighton）の代表的著作として、H. A. Innis, *A History of the Canadian Pacific Railway* (Toronto: University of Toronto Press, 1923); D. G. Creighton, *Dominion of the North* (London: Macmillan, rpr.1958); D.G. Creighton, *The Empire of the St. Lawrence: A Study in Commerce and Politics* (Toronto, University of Toronto Press, rpr.2002)。また1960年代にワトキンス（M. H. Watkins）は、ステープル輸出によってカナダに生じる経済的波及効果を三つの「連関効果」によって説明することでステープル理論の補強を試みた。M. H. Watkins, 'A Staple Theory of Economic Development', *Canadian Journal of Economics and Political Science*, Vol.29, 1963, pp.141-158.

7 W. Clement, *The Canadian Corporate Elite: An Analysis of Economic Power* (Toronto: McClelland and Stewart, 1975); W. Clement, *Continental Corporate Power: Economic Elite Linkages between Canada and the United States* (Toronto: McClelland and Stewart, 1977); R.T. Naylor, *The History of Canadian Business 1867-1914* (2 vols. Montreal: Black Rose Books, 2nd edn., 1997); G. Williams, *Not for Export: Toward a Political Economy of Canada's Arrested Industrialization* (Toronto: McClelland and Stewart, 1987).

8 K. Inwood, I. Keay, 'Bigger Establishments in Thicker Markets: Can We Explain Early Productivity Differentials between Canada and the United States?', *Canadian Journal of Economics*, Vol.38, No.4, 2005; M.N.A. Hinton, 'Infant Industry Protection and the Growth of Canada's Cotton Mills: A Test of the Chang Hypothesis', *Rimini Centre for Economic Analysis, Working Paper*, WP12-55, 2012.

9 この問題に関する唯一の包括的研究として、フォースターの研究が挙げられる。B. Forster, *A Conjunction of Interests: Business Politics, and Tariffs, 1825-1879* (Toronto: University of Toronto Press, 1986)。フォースターの研究は、1820年代から1870年代末に至るまでの商工業利害による保護関税導入に向けての活動を分析しているが、ガルト関税法の導入やナショ

1879年のナショナル・ポリシー関税法の導入をめぐるカナダ製造業利害の主張について考察したい。

1. 1870年代以前のカナダ製造業利害と保護主義運動

(1) 保護主義の待望と関税自主権

英領北アメリカ植民地における保護主義の主張は、1850年代後半に突如として現れたものではなく、その出現は1820年代にまで遡る。このとき保護関税の導入を訴えていたのは、アッパー・カナダ植民地西部の農業利害であり、アメリカからの安価な一次産品流入に対抗するために、1821年にアッパー・カナダ植民地の立法議会に対して保護関税導入の請願を行っていた¹⁰。また1845年には、連合カナダ植民地において工業製品保護の要求がなされたが、保護関税の導入には至らなかった。これは、当該期の連合カナダ植民地においては、いまだ保護されるべき製造業がほとんどなく、工業製品への保護関税賦課は、外国の製造業者に対する障壁になるというよりもむしろ、国内消費者の負担となるために支持が得られなかったためである¹¹。しかし、これにも増して重要だったのは、19世紀前半の英領北アメリカ植民地が関税自主権を有しておらず、関税改正の手続きが本国に委ねられていたという点である。事実、1845年の保護関税導入の要求は、イギリス本国議会によって否決されたのであり、1840年代以前の英領北アメリカ植民地においては、国内産品保護要求の運動はほとんど意味をなさなかったのである¹²。

しかし、そのような状況を終わらせ、植民地における保護関税導入の契機となったのが、旧植民地体制の解体に伴う本国政府から植民地政府への関税自主権の付与である。関税自主権は、ノヴァスコシア、連合カナダの両植民地において責任政府の樹立が認められる1848年に先駆けて、特惠関税削減、撤廃と組み合わせられるかたちで植民地へと付与されていった。1842年にイギリス本国議会において可決された英領通商法（British Possession's Trade Act）によって、イギリスは英領北アメリカ植民地関税を改正し、イギリスからの輸入品に対する関税を撤廃し、外国産品への関税を4%へ下げると同時に、植民地独自に最大5%までの歳入関税を付与する権利を認めた。さらに1846年には、英領関税法（British Possession's Duties of Customs Act）によって、植民地は外国商品に対する輸入関税率を決定できる権限を与えられたのである¹³。この英領北アメリカ植民地への関税自主権委譲の結果、1846年に連合カナダ植民地で制定された関税法では、繊維、木材製品に7.5%、農業機器に対して10%から12.5%といった工業製品関税が課されることになったのである。その水準は、以下で触れる1850年代末以降のカナダにおける関税率の水準に比して決して高いとは言えない。それでも1846年関税法における平

ナル・ポリシー関税法の制定の際に商工業利害の関与が必ずしも大きくなかったと結論づける点において、本研究と立場を異にする。

10 R. Neill, *A History of Canadian Economic Thought* (London: Routledge, 1991), p.77.

11 O. J. McDiarmid, *Commercial Policy in the Colonial Economy* (Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1946), pp.64, 67.

12 E. Porritt, *Sixty Years of Protection in Canada, 1846-1912: Where Industry Leans on the Politician* (London: Headley Brothers, 1913), p.159.

13 吉岡『近代イギリス経済史』、85-88ページ。

均関税率は、同時期の西インドやオーストラレシア各植民地といった他のイギリス植民地の約4倍に相当する「高率」だったのであり、植民地における対英特惠関税の廃止も相俟ってイギリスの製造業者からの激しい批判を浴びることとなったのである¹⁴。

このように、植民地における関税自主権の獲得という保護関税導入の基盤が整うと、英領北アメリカ植民地の各地、中でも連合カナダ植民地内の様々な都市の商業会議所において、製造業保護を求め声は日増しに高まっていった。このような保護主義運動への関心の高まりは、1850年代後半になると連合カナダ植民地が凶作による農業不振と、それに付随する輸出減少、政府が巨額の財政支援を行うグラント・トランク鉄道の破綻に端を発する不況に陥ったことによって、その頂点へと達したのである。

(2) カナダ産業振興協会の設立

このような保護主義感情の高まりを背景に、1850年代後半の連合カナダ植民地において保護関税導入を主導したのが、APCIである。APCIは、1858年にアッパー・カナダ経済の中心地であるトロントで設立された、トロントやハミルトンを中心とする連合カナダ内の製造業者の代表からなる団体であり、後節で検討するMAOの前身となる団体である¹⁵。このAPCI設立の直接の契機となったのは1858年4月14、15日にトロントのセント・ローレンス・ホールで開催された連合カナダ植民地の製造業者による集会である。前節で述べた保護主義の高揚を背景に開催されたこの集会に、約350人の製造業者が参加し、参加者の中の53名の製造業者によってAPCIが設立されることとなるのである¹⁶。

この集会において議論を主導しただけでなく、初代会長としてAPCI設立の中心人物となったのが、ブキャナン (Isaac Buchanan) である。ブキャナンは、ハミルトンを中心に事業を展開する穀物貿易業者であり、1840年代までは熱烈な帝国特惠論者であったが、旧植民地体制崩壊後はその代替策として、ケアリー (H. C. Carey) やリスト (Friedrich List) の著作から保護主義を受容した¹⁷。その後彼は、この会議が開催された1858年当時、連合カナダ植民地立法議会の議員であると同時に、APCIでの活動に見られるように、カナダ経済発展における保護主義の必要性を語る論客としても知られ、ケイリー、ガルト両関税法からナショナル・ポリシー関税法の制定に至る保護主義運動の理論的支柱をなした人物であるとも言われている¹⁸。

このブキャナンの保護主義の主張は、主に以下のような論点から形成されていた。その第一点目は、1850年代後半における連合カナダの貿易構造、特に隣国アメリカとの貿易関係に対する危惧である。この時期、アメリカはすでに高率の保護関税障壁を有し、連合カナダからの工業製品輸出を阻止する一方で、低率の歳入関税しか持たないカナダへと大量の工業製品を輸出していた。その結果が、連合カナダによる輸入超過と金の流出であり、この金の流出が1850年代末の連合カナダにおける財政危機、そして不況の一因となっているとブキャナンは考えたのである。このような加米間の貿易の不均衡を

14 McDiarmid, *Commercial Policy*, p.66.

15 S. D. Clark, *The Canadian Manufacturers' Association* (Toronto: University of Toronto Press, 1939), pp.1-3.

16 Clark, *The Canadian Manufacturers' Association*, p.1.

17 Forster, *A Conjunction of Interests*, pp.37-38; 安達清昭「A. T. ガルトとI. ブキャナン－19世紀後半期の保護貿易主義思想におけるカナダの特質－」, 『カナダ研究年報』, 第18号, 1998年, 7-10ページ。

18 安達「A. T. ガルトとI. ブキャナン」, 2-3ページ。

是正するためには、保護関税の導入による工業製品輸入の阻止が不可欠であり、保護関税の導入によって工業製品輸入の減少をはかることで、国外に流出する金や資本を様々なかたちで国内において還流させることが、カナダの経済発展につながると理解していたのである¹⁹。つまり、関税によって製造業が輸入代替を推し進め、生産を拡大することで労働者の雇用が増大する。その結果、労働者はこれまで以上の賃金を得て、カナダ工業製品や農産品の消費者となることによってそれらの商品の市場拡大が可能となると彼は考えたのである。このような経済発展経路を想起するブキャナンにとって、最も重要となるのはその経路の最初に位置づけられる製造業の振興とそれを促進する保護関税の導入であり、国家という「体内」を流れる「血液」たる金や資本を「体外」に流出させることは国家の「死」を意味すると彼は考えたのである²⁰。

続いて彼の批判の矛先は、自由貿易、そして自由貿易を基盤とするイギリス本国による帝国経済政策に向けられた。ブキャナンが言うに、自由貿易はすでに工業国となっているイギリスには適するかもしれないが、イギリスに適する原則は必ずしも植民地には適さないものであり、本国と植民地が異なる通商政策を採用することで各々の発展を志向すべきなのであった²¹。その際、ブキャナンが連合カナダ植民地の取るべき通商政策の手近な見本として考えていたのが、カナダ国内の工業製品市場における競争相手であったアメリカ合衆国であった。彼は、1820年代に「アメリカ体制」という保護関税を基礎とする国民経済確立政策を推進したクレイ（Henry Clay）の見解に依拠し、国内産業を促進、保護するための関税の必要性や国内資源を用いた必需品の自給の可能性を議論している²²。

このような保護関税の導入による製造業の発展を説くことで、ブキャナンが提起したのは「帝国工業力の脱中心化（decentralization of the manufacturing power of the Empire）」という概念である²³。彼が保護主義による製造業の発展を通して目指したのは、連合カナダ植民地、そして英領北アメリカ植民地全体が帝国内における「製造業植民地（manufacturing colony）」となることであり、イギリスのみに工業生産地が集中している（centralization）現状では、イギリス帝国経済は永続的な繁栄を望めないという考えが、彼の保護主義思想の根底には存在したのである。それゆえ、彼は「脱中心化」を唱えることで帝国からの分離、独立を訴えるのではなく、むしろ帝国の経済的覇権を強化するには、帝国全体がイギリスのみに適した自由貿易政策を採用するのではなく、帝国内諸地域が自らの利害に応じた通商政策を採ることによって帝国の紐帯は強化されると考えたのである。その際、連合カナダ植民地に適した通商政策はアメリカが採用するような保護主義であり、保護関税を通じて製造業を振興し、ステーブル輸出植民地から「製造業植民地」への階段を昇ることが帝国の繁栄に寄与すると理解した

19 Library and Archives Canada, MG24-D16, I. Buchanan Papers, Vol.58, pp.46611-13, William Weir to Buchanan, 1858/2/12; I. Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada, with the Mother Country and the United States* (Montreal: John Lovell, 1864), p.13; Neill, *A History of Canadian Economic Thought*, pp.78-80.

20 Forster, *A Conjunction of Interests*, pp.38-39.

21 *Toronto Globe*, 1858/4/15, p.3.

22 LAC, MG24-D16, Buchanan Papers, Vol.34, p.28177, Buchanan to W.H. Howland, 1874/7/10. ニール（R. Neill）は、アッパー・カナダ植民地における保護主義の議論は、アメリカからの影響を多分に受けていると述べている。Neill, *A History of Canadian Economic Thought*, p.72.

23 Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada*, p.19.

のである²⁴。このような帝国内における工業地域の拡散という考えは、世紀転換期のカナダ製造業者、貿易業者の帝国経済政策志向や、イギリス本国における建設的帝国主義者の主張を先取りする興味深い主張とも言えよう²⁵。これらのブキャナンらの見解に賛同した人々によって、APCIは設立されたのであり、以下の節で述べる関税改正案を製造業者の見解として、連合カナダ植民地政府へと訴えるのである。

(3) カナダ産業振興協会による関税改正案

1858年4月14日、15日に開催された会議において、製造業者達は連合カナダ植民地に必要とされる関税政策について議論を展開した。その議論の展開について見ていくと、会議冒頭のブキャナンの演説に続いて、モンリオールのストーブ製造業者ロデン（W. Rodden）によって関税の再調整、つまり保護関税の導入に向けての「基本原則」が提示された。この「基本原則」は、4月14日の会議開催に先がけて1858年3月下旬にモンリオールとトロントの製造業者を中心に開催された準備委員会によって決定されたものであり、後に関税改正案を討議する上での叩き台となるものであった（表1参照）。その内容は、主に4点から構成されていた。第一点目は、工業製品の原料に関しては原則無税とすること、第二に現在歳入関税が課されている商品は、カナダの生産者の利害と競合しない、ないしは国内で生産不可能な商品が大半なのでできる限り関税を低率化させること、第三にカナダ国内の製造業者だけでは国内需要を満たせない商品は、中程度の関税が賦課されること、そして第四にカナ

表1 カナダ産業振興協会による基本原則

	内容
1	輸入前に小規模の労働力しか投下されておらず、労働力の大半がカナダ国内で投下される一次製品には、無税ないしは最大2.5%の関税が課されるべきである。
2	カナダ国内で消費されるが、国内で生産不可能な商品（茶、コーヒー、未加工の砂糖、糖蜜等）は、高関税が課されるべきではない。これらの商品への関税は、歳入面での必要を満たす最低限の程度にまで即刻下げられるべきである。そしてできるならば、無税にすべきである。
3	一般に贅沢品とみなされる商品、そして当面の間はこの国で生産が困難であるような工業製品は、15%から20%の適度な関税（カナダで製造される工業製品と直接競合する商品への関税に比して10%低い関税率）が課されるべきである。
4	木材、鉄、錫、真鍮、銅、皮革、ゴムを用いて作られる全ての工業製品には、25%の関税が課されるべきである。
	書籍、図画には、10～15%の関税が課されるべきである。
	綿織物、毛織物、縄、麻糸には、20%の関税が課されるべきである。
	衣服には、30%の関税が課されるべきである。

出典：I. Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada, with the Mother Country and the United States* (Montreal: John Lovell, 1864), p.486 をもとに作成

24 *Toronto Globe*, 1858/4/15, p.3. しかしながら、ブキャナンは自由貿易自体を否定したわけではなく、製造業が発達した際にはアメリカとの関税同盟（American Zollverein）設立をカナダ通商政策の究極目的と述べている。ただ、対米工業製品への関税除去を意味するこの主張に関して製造業者の大多数は反対の立場をとっており、その後の製造業利害による保護主義論の中でこの点はほとんど語られなかった。LAC, MG24-D16, Buchanan Papers, Vol.58, p.46645, Weir to Buchanan, 1860/1/19.

25 世紀転換期のカナダ製造業者、貿易業者の帝国経済政策志向、そして建設的帝国主義者の帝国観に関して、福士純「イギリス関税改革運動とカナダ製造業利害－1905年カナダ製造業者協会、イギリス視察旅行を中心に－」、『歴史学研究』第866号、2010年、参照。

表2 カナダ産業振興協会が提案した関税率案

関税率	主な品目
無税か2.5%	真鍮管・銅管、未加工の樹皮、黒檀、鉄線・その他の金属製の針金、銑鉄、マホガニー、水銀、モヘア、コケ、未加工の籐、車軸
2.5% ないしは5%	ボイラー板、鉄製の鎖、連接棒、鉄製車輪、工作機械、紙、印刷用インク・印刷用品、ニス、ベニヤ板
10～15%	書籍、図画、リソグラフ、絵画
20%	綿織物、毛織物、縄
25%	農業機器、斧、青銅製品、木製・鉄製のベッドの骨組み、ネジ、レンガ、手袋・グローブ、戸棚、ロウソク、椅子、帽子、時計、菓子、樹皮を用いた製品、クランク、釘・鋸、木製・鉄製の扉、エンジン、エンジンの製造に用いられる部品、木製・鉄製の家具、蝶番、ゴム製品、鉄鋳物、鉄製鋤、鉄船、鉄製・銅製・真鍮製やかん、銅製品、皮革製品、木槌、木製品全般、オルガン、ピアノ、鉄製・木製熊手、鉄道車両、鉄製・銅製リベット、鋸、ミシン、靴、楔、バネ、鉄製・木製テーブル、亜鉛製製品
30%	衣服

出典：I. Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada, with the Mother Country and the United States* (Montreal: John Lovell, 1864), pp.490-493 をもとに作成

ダ工業製品と競合する輸入工業製品には保護関税が課されるというものである²⁶。この「基本原則」は、先にブキャナンらが述べた保護主義の議論を具体的なかたちで会議に参加した製造業者に示すものであり、会議参加者から多数の支持を得て可決されたのである²⁷。

この「基本原則」を元にして、翌4月15日にAPCIの会員によって作成された関税改正案の一部が表2である。その内容は、大筋で前日の集会において提起された「基本原則」を踏襲し、工業製品の原料となる一次製品には低率関税を、そして連合カナダ内で生産可能であり、なおかつカナダ製造業者のみで国内需要を満たすことができる工業製品は、輸入工業製品を排除するために20%以上の高率関税を要求するものであった。その一方で、基本原則の第三番目で提示された「国内での生産が困難な工業製品」に対する関税案は、20%程度の関税から5%以下へと大きな変更がなされている²⁸。この結果、APCIが提案する関税要求案は、高率保護関税と低率関税の二段階から構成されるものとなったのである。

この翌日の4月16日には、ブキャナンを中心とするAPCI執行委員の5名と、APCIに参加する連合カナダ植民地議会の議員19名からなる計24名の代表団が、この関税要求案を請願すべく連合カナダ植民地政府の大蔵大臣であるケイリー（William Cayley）のもとを請願のために訪れた²⁹。これに対してケイリーは、その関税要求案をそのまま受け入れはしなかったが、APCIの主張に大きな関心を寄せ、次会期に提出される新たな関税法は、連合カナダ植民地の産業振興という観点から調整され、要求を

26 Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada*, p.486.

27 *Toronto Globe*, 1858/4/15, p.3; APCI, *Report of the Public Meeting of Delegates from Various Parts of Canada, Held in the St. Lawrence Hall, Toronto, 14th of April, 1858 and Proceedings of the 'Association for the Promotion of Canadian Industry'* (Toronto: s.l., 1858), p.5.

28 Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada*, pp.490-493. なおこの関税案は、工業製品の原料となる一次製品と工業製品に関する提案がほぼ大半を占め、国内で未加工のまま消費される農産物等は、「従来通りの関税」と述べられるに止まり、具体的な関税率は示されていない。

29 Clark, *The Canadian Manufacturers' Association*, p.2.

表3 ケイリー、ガルト関税の関税構造（全品目）

関税率 (%)	ケイリー関税以前	ケイリー関税	ガルト関税	APCIの要求案
0	97	103	113	92
2.5	55			31
5	15	55		3
10			57	7
15	184	113	1	49
20	2	78	175	13
25		4	4	157
30			3	1
全品目	353	353	353	353

出典：D. F. Barnett, 'The Galt Tariff: Incidental or Effective Protection?', *Canadian Journal of Economics*, Vol.9, No.3 (1976), p.393.

表4 ケイリー、ガルト関税の関税構造（一次産品）

関税率 (%)	ケイリー関税以前	ケイリー関税	ガルト関税	APCIの要求案
0	56	74	75	65
2.5	10			8
5		1		
10			1	
15	10	1		3
20				
25				
30				
全品目	76	76	76	76

出典：D. F. Barnett, 'The Galt Tariff: Incidental or Effective Protection?', *Canadian Journal of Economics*, Vol.9, No.3 (1976), p.394.

全て満たすものではないにしても概して満足のいくものとなるだろうと返答し、請願に対して好意的な対応をとったのである³⁰。

では、APCIの請願を経て1858年8月に連合カナダ植民地立法議会において圧倒的多数の支持を受けて可決されたケイリー関税法と、その約半年後の1859年3月にケイリー関税法を修正するかたちで作成されたガルト関税法において、APCIが要求した保護の要求はどれほど汲み取られたのだろうか（表3、4参照）。まずAPCIが要求していた工業製品への25%の関税率適用は、請願時のケイリーの発言にもかかわらずほとんど受け入れられることはなく、大半の工業製品は15%ないしは20%の関税率へと分類された。この工業製品への関税率は、翌年のガルト関税法によって見直され、ほぼ全ての工業製品に20%の関税率が適用されることとなったが、それでもAPCIが要求していた工業製品への25%の関税率は適用されなかった。しかし、工業製品へと賦課される関税率は、ケイリー関税法以前の平均12.8%からガルト関税法の19.6%へと増加を見せており、工業製品に対する保護は大幅に強化された。

30 Porrit, *Sixty Years of Protection in Canada*, p.193.

他方で、APCIが望んでいた工業製品の原料となる一次産品への課税については、ケイリーやガルトはAPCIの要求を超えてほぼ全ての一次産品が無税とされており、投入品と完成品の「関税差 (tariff margin)」を大きくすることで製造業者に対するより効果的な保護を提供している³¹。また表2で見たような個別品目の関税率に関しても、綿織物や毛織物といった主要な工業製品において概ねAPCIの要求案が受け入れられたことから、ケイリーやガルトが製造業利害の請願に共感を示していたことは明らかといえるだろう³²。

このケイリー関税法とその翌年のガルト関税法が、製造業の振興を意図した保護主義的関税法であるか、それともそれ以前と同様に関税による収入増を目指した歳入関税であるかに関しては、研究者の間で意見が分かれている³³。しかし、両関税の歳入的側面を強調する研究者でさえ、それらの関税がガルトが言うように「付随的」であるにしても保護主義的要素を持っているという点では見解が一致しているし³⁴、APCIに代表される連合カナダの製造業者もその成果に一定程度の満足を示し、次節で述べるように1860年代に入り、再び工業製品の関税率が低く抑えられると、「ガルト関税の復活」を掲げて保護主義運動を展開するのである。このように、APCIの請願を契機として制定された二つの関税法は、少なくとも同時代人々の間では保護主義的であると理解されたのであり、その点を考慮すれば、1858年におけるAPCIの保護主義運動は一定程度の成功を取めたといつてよいであろう。

2. 1870年代のカナダ製造者利害と保護主義運動

(1) 保護主義運動の停滞

1850年代末の保護主義運動によって、「付随的」ながら工業製品保護関税が導入されたことで、1860年代に連合カナダ植民地の製造業は急速に発展を見せた。さらに1860年代前半のアメリカ南北戦争による特需や、1860年代後半から1870年代初頭における豊作の影響から好況が続いたため、農業機器や綿織物、毛織物を中心とする繊維産業、そして木材加工業といった部門での生産増や事業規模の

31 D. F. Barnett, 'The Galt Tariff: Incidental or Effective Protection?', *Canadian Journal of Economics*, Vol.9, No.3 (1976), pp.394-395.

32 APCIが要求した綿織物関税率は20% (ケイリー関税以前:15%) であり、ケイリー関税では変更がなされなかったが、ガルト関税において20%へと増加された。同様にAPCIが要求した20%の毛織物関税率案 (ケイリー関税以前:15%) は満たされた。また靴関税に関してもAPCIの25%案は、ケイリー関税にて満たされている。Barnett, 'The Galt Tariff', pp.394-395, 398-399; Buchanan, *The Relations of the Industry of Canada*, pp.490-493. Forster, 'Common Knowledge', pp.123, 126.

33 バーネット (D.F. Barnett) やマツカラは、ガルト関税による製造業保護の効果を述べている。Barnett, 'The Galt Tariff'; D. McCalla, 'Economy and Empire: Britain and Canadian Development, 1783-1971', in P. Buckner, ed., *Canada and the British Empire*, (Oxford: Oxford University Press, 2008), p.251. 他方、マクダーミド (O.J. McDiarmid) やハート (Michael Hart)、フォースターは、両関税の歳入関税としての側面を重視している。McDiarmid, *Commercial Policy*, pp.77-80; M. Hart, *A Trading Nation: Canadian Trade Policy from Colonialism to Globalization* (Vancouver: University of British Columbia Press, 2002), p.55; Forster, 'Common Knowledge', pp.131-138. これに対して安達は、ガルト関税に関する品目ごとの詳細な分析から、ガルト関税は歳入関税と保護関税を統合するものであり、アメリカからの輸入品に対しては保護関税、イギリスからの輸入品に対しては歳入関税としての側面を有していたと結論づけている。安達 「A.T. ガルトとI. ブキヤナン」, 5-6ページ。

34 ガルト関税を歳入関税と位置づけるフォースターでさえ、ガルト関税を「付随的保護を最大化した歳入関税」とみなしている。Forster, *A Conjunction of Interests*, p.46.

拡大が顕著に見られることとなった³⁵。

他方でこの時期は、1850年代末に達成された保護主義の基盤が徐々に切り崩され始めた時期でもあった。アメリカが1864年に平均関税率48%の高率保護関税を導入したのに加えて、英領北アメリカ植民地の製造業者に安価な工業製品原料を供給していた米加互惠条約が1866年に失効すると、英領北アメリカ植民地では、従来のアメリカとの「南北」間の貿易経路に替えて、英領北アメリカ植民地内の「東西」の貿易関係強化が志向されるようになった³⁶。このような英領北アメリカ植民地間経済統合の願望は、連邦結成の機運を高め、1867年7月1日には連合カナダ植民地、ノヴァスコシア植民地、ニューブランズウィック植民地からなるカナダ自治領の成立を見るに至ったのである。

この連邦結成によって問題となったのは、新たに誕生することとなる連邦の関税率であった。ケイリー、ガルト両関税法以降、工業製品原料への低率関税と工業製品保護関税という二段階の関税政策を採用する連合カナダ政府と、自由貿易を基盤とした歳入関税政策を採用する沿海州植民地の間には、その関税政策を巡って大きな溝が存在したのである。そして連邦結成に先駆けて決定された新関税法の平均関税率は、最終的には連合カナダ植民地の関税政策を継承しつつも、連合カナダ関税の平均約20%と沿海州植民地関税の平均12.5%の中間となる15%程度へと抑えられることになったのである³⁷。この関税率の変更は、従来保護主義的関税を享受してきた連合カナダ植民地の製造業者にとっては自由貿易への第一歩とみなされたのであり、到底受け入れられないものであった³⁸。この関税率の低下に加えて、南北戦争後急速に復興したアメリカからの工業製品輸入増によってカナダ市場での競争が激化すると、連合カナダ植民地において関税減を危惧する製造業者を中心に保護主義への関心が再燃することとなったのである。

しかし連邦結成期において、彼らの主張は1850年代末に展開された保護主義運動のように支持を集められなかった。連邦結成から1870年代初頭にかけては好況期であり、低関税下で安価な商品輸入の恩恵を享受するカナダ内の一般消費者に保護の主張が受け入れられなかったのである。そのような状況を端的に示すのは、1867年2月に開催されたAPCIの会議におけるオンタリオ州ガルトのデイト(H. H. Date)の発言である。彼が言うには、「保護主義は他の利害を犠牲にすることで製造業を発展させるものである」という見解が流布しており、世論は保護主義に対して否定的であるというものであった³⁹。つまりこの時期、保護を語る製造業者は、多くの人々から「守銭奴」とみなされていたのである⁴⁰。

このような敵意のために、保護主義は関心を集められず、1871年にはAPCIの後継組織としてMAO

35 Forster, *A Conjunction of Interests*, pp.89, 90, 96.

36 LAC, MG28-1230, Vol.150, CMA, *The First Hundred Years: The Canadian Manufacturers' Association*, p.2; H. M. Pinchin, *The Regional Impact of the Canadian Tariff* (Ottawa: Canadian Government Publishing Centre, 1979), p.6; Hart, *A Trading Nation*, pp.56-57.

37 S. J. McLean, *The Tariff History of Canada* (Toronto: Warwick Bros. & Rutter, 1895), pp.10-11; McDiarmid, *Commercial Policy*, p.136; Norrie, Owsram, *A History of the Canadian Economy*, pp.312-313.

38 Association for Promotion of Canadian Industry, *Association for Promotion of Canadian Industry: Its Formation, By-Lay & c.* (Toronto:s. l., 1866), p.4.

39 *Toronto Globe*, 1867/2/28, pp.1-2; McDiarmid, *Commercial Policy*, pp.155-156.

40 LAC, MG28-1230, Vol.150, CMA, *The First Hundred Years*, p.2.

が設立されたが、断続的な活動しか行うことができなかつたのである。このMAOが継続的な活動を行えるようになるのは、1870年代初頭の好景気から一転して大不況へと突入した1873年以降のことであつた⁴¹。

(2) 製造業者間の見解の相違

1873年のウィーン証券取引所での株価大暴落に端を発する大不況は、ヨーロッパ諸国だけでなく、ヨーロッパに一次産品を供給するカナダにも即座に波及した。製造業が発展したとはいえ、1870年のカナダ経済における中心産業は依然として農業であり⁴²、その大半の輸出先となるヨーロッパでの不況は、その経済構造の末端たるカナダにも少なからぬ混乱を招くこととなつた。一次産品輸出の停滞は、国内における工業製品の購買力低下、そして製造業の不振へと連鎖したのである。

またそのような大不況による経済の混乱の一方、カナダ政界においても混乱が生じていた。大不況の発生と同年の1873年に、カナダ太平洋鉄道建設に絡む贈収賄事件（「パシフィック・スキャンダル」）によって保守党マクドナルド（J. A. Macdonald）内閣が総辞職し、低率関税政策を掲げる自由党マッケンジー（Alexander MacKenzie）内閣が発足した⁴³。続いて翌1874年には、熱烈な自由貿易論者として知られる大蔵大臣カートライト（Richard Cartwright）による工業製品への保護が抑えられた歳入関税法（「カートライト関税法」）が施行され⁴⁴、またアメリカとの工業製品をも対象とする互惠協定締結交渉開始など、自由党政府が低関税政策を次々と打ち出したことによって⁴⁵、国内工業製品市場での外国産品との競争激化を危惧する人々の間でこれまで以上に保護主義感情が高揚したのである。

このような中で開催されたMAOの一連の会議では、不況からの脱却を目指すべく多くの製造業者が自らの見解を述べているが、その見解は必ずしも一様ではなかつた。1874年2月24日に開催されたMAOの総会における「程度の差こそあれカナダの製造業者は、カナダ製造業振興のための保護関税を必要としている」というマッキンノン（J. McKinnon）の発言とは対照的に、一部の製造業者は不況克服の手段に関税引き下げや対米互惠に見出そうとしていた⁴⁶。

自由党政府によって行われていた対米互惠交渉に対処すべく、1874年8月12、13日にハミルトンで開催されたMAOの臨時総会では、この点が顕著に現れた。この総会への出席者は、まず業種ごとの分科会に割り振られ、分科会ごとに対米互惠に関する見解の提出が求められた⁴⁷。その結果、家具、製紙産業、機械産業の一部など工業製品に用いる投入品をアメリカから輸入している業種、またアメ

41 LAC, MG28-I230, Vol.150, CMA, *The First Hundred Years*, p.3.

42 McCalla, 'Economy and Empire', p.252.

43 木村編『新版世界各国史23カナダ史』, 192-194ページ。

44 たしかにカートライト関税法は、従来の関税率（平均15%）に比して平均関税率では若干の上昇が見られるが（平均17.5%）、工業製品の関税率は必ずしも高率ではなかつたし、同時期のアメリカと比べても（アメリカ1875年関税法：平均43%）、その関税水準は著しく低いものだった。McLean, *The Tariff History of Canada*, p.16; Pinchin, *The Regional Impact of the Canadian Tariff*, p.6.

45 この互惠交渉においては、カナダ側から自由党のブラウン（George Brown）を中心とする代表団がワシントンに派遣されたが、アメリカ側の拒否によって破談に終わっている。C. P. Stacey, *Canada and the Age of Conflict. A History of Canadian External Policies* (2 vols. Toronto: Macmillan of Canada, 1977), Vol.1, pp.30-31.

46 *Toronto Globe*, 1874/2/25, p.3.

47 *Toronto Globe*, 1874/8/13, p.4.

リカ市場においても競争可能な農業機器産業からは、対米互恵支持、保護関税導入反対の意見が提出され、参加者の多数を占める保護主義者と激しく対立したのである。そのような対米互恵支持、保護主義反対の急先鋒となったウィリアムズ (J. M. Williams) は、「この会議はオンタリオ製造業利害を公正に代表していない」と述べて保護主義者を牽制した上で、ミシンなどの機械産業は、互恵によってアメリカ市場に無関税で輸出することができるならば、安価な鉄鋼を輸入し、それを原料とすることでカナダ市場だけでなく、アメリカ市場でも十分競争可能であると主張して、対米互恵の必要性を訴えた。また別の製造業者も、対米互恵はカナダという人口400万人の市場の替わりに人口4000万人のアメリカ市場を得ることができると発言することで、ウィリアムズの見解に続いたのである⁴⁸。

臨時総会での議論は紛糾したが、最終的に臨時総会はMAO執行委員会が「各分科会の報告を元にした結果、カナダ製造業利害は互恵に反対である」と結論付けることで閉会となった。このように、不況の開始期である1874年時において、オンタリオ製造業者の間では対米互恵反対、保護関税支持が多数ではあったものの、決して製造業者の見解は統一されていなかった。しかし、保護を主張するMAOの多数の人々にとって団体としての「統一見解」を打ち出せないということは、連邦政府への請願時の影響力低下に繋がるのではないかということが懸念されたのである。

(3) 保護主義とカナダ・ナショナリズム

そのような見解の相違を克服し、オンタリオ製造業者の統合強化を導くために利用されたのが、「ネイション」や「愛国的」といったナショナリズムを想起させる表現であった。これらの文言を用いることによって、MAOの運営に携わる人々は保護対互恵といった経済的問題に政治的要素を追加することで、会員の統合を図ろうと企図したのである。

大不況期に製造業利害の間でナショナリズムが語られるようになった背景にあるのは、先にも触れたカナダ市場におけるアメリカ製造業者との競争激化である。とくに、カナダの低関税を利用したアメリカ製造業者によるダンピング販売の拡大は、カナダの製造業者にとって脅威だったのであり、彼らは以前にも増して対米の主張を強めるために、ナショナリズムを持ち出して自らの保護主義の主張を補強することが必要となったのである。1870年代のカナダにおける製造業不況の要因は、国内における過剰生産など様々であるが、製造業者は不況の理由をアメリカとの競争の一点に集約し、これを排除する手段として保護関税を掲げたのである。つまり、低関税、対米互恵を受け入れることは、アメリカの製造業者を富ませるがゆえに「愛国的ではない」として批判される一方、保護関税であるガルト関税法の復活は「カナダの」製造業発展に寄与する「国家的事業 (national work)」であると主張されたのである⁴⁹。

またアメリカを敵とみなし、カナダ・ナショナリズムを喧伝することは、製造業者が抱えていた「保護が製造業のみを利する」という批判を克服することにも寄与した。MAOは、製造業利害のセルフ・

48 *Toronto Globe*, 1874/8/14, p.4. このほかにも、農業機器業者も投入品となる鉄鋼価格の下落とアメリカ市場での高い競争力によって対米互恵支持を主張していた。McDiarmid, *Commercial Policy*, pp.146-149.

49 1877年10月に開催されたMAOの総会において「資本を流出させ、海外での雇用を促進し、国内の労働者の仕事を奪う政策は非愛国的であると同時に自滅的である」という決議が提出されている。*Toronto Globe*, 1877/10/27, p.2; 1874/8/13, p.4; 1875/11/26, p.4.

インタレストに限定される保護ではなく、国全体の保護、つまり農業保護や、農業利害と製造業利害といったカナダ生産者間の協力によるカナダ経済の発展を主張するに至ったのである。

1875年11月25、26日の両日に「不況の克服とその手段を検討するための会議」と銘打たれて開催されたMAOの総会において、この翌年から2年間MAO会長を務める製粉、造船業者ハウランド（W. H. Howland）は、総会に参加する製造業者を前にして、「現状において農業利害と製造業利害以上に保護を必要としている業種は存在しない」と主張し、農業保護の必要性を訴えると同時に、今後の課題として保護主義実現に向けての農工連帯の実現を掲げている⁵⁰。米加互惠交渉の失敗とアメリカにおける保護主義化、そして大不況によってアメリカへの輸出が途絶する一方、カナダの低率歳入関税によってアメリカからの農産物がカナダ市場へとダンピング価格で流入しているという現状に対して、農業利害もカナダ製造業利害と同様に危機感を抱いていた。大不況が開始された1873年には、ケベック農業評議会（Council of Agriculture of Quebec）が、オタワに保護関税導入の請願に赴くなど、農民の間でも保護主義が支持を集めていたのである⁵¹。そのような状況下で、MAOが語る保護主義による農工連帯とカナダ経済の発展という主張は、農業利害にとっても非常に説得的なものだったのである⁵²。このように、カナダ人としてのアイデンティティに訴えかけ、保護主義と愛国心を結びつける一方、アメリカをカナダに不利益を与える敵国とし、低関税や対米互惠を非愛国的行為と位置づけることによって、MAOは経済的次元では対米互惠を支持している会員をも包括する「統一見解」を形成しようと試みたのである。

（4）カナダ製造業利害と「カナダ第一運動」

前節で見たように、大不況下においてMAOはナショナリズムに訴えることで、オンタリオ製造業利害の統一見解の形成、さらに農業利害との連帯による「カナダ経済」の発展という議論を展開した。その際、彼らの主張に少なからぬ影響を与えていたのが「カナダ第一運動（Canada First Movement）」である⁵³。このカナダ第一運動において展開された主張は、カナダは独立ではなく、あくまでイギリス帝国内での自立を目指すというものであり、カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国主義が対立す

50 MAO, *Proceedings of Special Meeting of the Manufacturers' Association of Ontario, Held at St. Lawrence Hall, Toronto, 25th, 26th, November, 1875* (Toronto: Bell & Co., 1876), p.5. ハウランドは、製造業者の中でも早い時期から農業保護に関心を抱いていた人物であり、1870年にアメリカ産穀物がオンタリオ州の穀物市場に安価に流入する一方、カナダからの輸出がアメリカの保護関税によって阻害されている状況を改善するために、20%の穀物保護関税を導入すべきであると提案している。*Toronto Globe*, 1870/3/26, p.1.

51 McLean, *The Tariff History of Canada*, pp.19-21; Forster, *A Conjunction of Interests*, pp.192-193; *Toronto Globe*, 1877/10/27, p.2.

52 しかしながら注意すべきは、MAOが語る「農工連帯」の主張はあくまで製造業を利することに力点が置かれたものだけである。ハウランドが語るように、「製造業の利益こそがコミュニティ全体の利益に繋がる」のであり、「製造業があってはじめて農業の発展が可能になる」とみなされていたのである。またMAOが農業者団体と関税問題に関して協力関係を持ったという史料は管見のところ存在しない。*Toronto Globe*, 1877/10/26, p.4; MAO, *Proceedings of Special Meeting*, p.5.

53 カナダ第一運動は、その規模も期間も極めて限定的であり、広く民衆へと拡大することはなかったが、カナダ人としての国民意識の形成、強化を訴える先駆的ナショナリズム運動として評価されている。カナダ第一運動に関する研究として、C. Berger, *The Sense of Power: Studies in the Ideas of Canadian Imperialism, 1867-1914* (Toronto: University of Toronto Press, 1970), chap.2; 細川道久『カナダ・ナショナリズムとイギリス帝国』、刀水書房、2007年、第二章第四節を参照。

る場合は前者が優先されるが（カナダ第一）、カナダの利害とイギリス帝国の利害が対立しない限りにおいてカナダ・ナショナリズムと帝国関係の強化は両立すると考える点が特徴であった。加えて、隣国であるアメリカをカナダと異なる社会としてその差異を強調する一方、カナダの自立を脅かす脅威として理解する点も特徴であった⁵⁴。

このカナダ第一運動で展開された主張は、1870年代中葉から後半にかけてのMAOの活動や主張にも密接に繋がるものであった。MAOに参加する製造業者による保護関税導入の主張は、アメリカだけでなくイギリスからの工業製品輸入をも減少させることを意味する。このようなカナダの経済利害とイギリス帝国の経済利害が対立する場合は、カナダ経済利害が優先されるべきであるが、それと同時にカナダ経済の発展とイギリス帝国経済の発展が対立しない限りにおいて、それらは両立可能であり、カナダの発展は帝国からの分離ではなくむしろ帝国の発展へと繋がると理解されていたのである。

このような主張を特に強調して語ったのが、先にも触れた1876年度、77年度のMAO会長を務めたハウランドである。彼は、かつてカナダ第一運動に参加した熱烈なカナダ・ナショナリストであり、カナダにおける保護関税の導入は、帝国の一部としてのカナダの発展を導くと理解していた⁵⁵。彼は、カナダにおいてイギリスと同様の自由貿易政策を主張することは決して本国に対する忠節を意味するものではなく、本国と異なる保護関税を採用することこそがカナダ、そして帝国にとって重要であると考えていたのである⁵⁶。

他方で彼は、保護関税の導入によってイギリスからの工業製品輸入が減少することを認めつつも、「我々の経済的損失は、アメリカの関税によって引き起こされている」と訴え、カナダ製造業者にとっての敵はイギリスではなくアメリカであると主張し、アメリカをカナダ経済に脅威を与える他者と位置づけていたのである⁵⁷。このようなナショナリズム的主張と保護主義、そして帝国関係の強化の主張は、ハウランドにとって一貫したものと捉えられたのである⁵⁸。またハウランドに限らずMAOに参加する多くの製造業者、中でも次節にて検討するMAOの保守党支援活動を主導したMAOの書記フレイザー（W. H. Frazer）や彼の後にMAO書記となるライト（A. W. Wright）などもカナダ第一運動参加者であり、カナダとイギリス、イギリス帝国の関係について同様の見解を抱いていたのである。

このように、MAOの人々が考える「ネーション」とは、カナダ第一運動によって展開された議論と同様に、決してイギリス本国から分離・独立して存在するものではなく、あくまで帝国の一部をなすものであった。そしてカナダにおける「ナショナリズム」は、あくまでイギリス本国との良好な関係を維持し、帝国の一部として自立的発展を目指すことでカナダの発展と帝国の発展の両立を目指すものであり、この点を論拠にMAOの会員であるオンタリオの製造業者や貿易業者達は、保護関税支

54 細川『カナダ・ナショナリズム』、51-56ページ。

55 *Toronto Globe*, 1875/11/26, p.4.

56 *Toronto Globe*, 1877/10/26, p.4.

57 *Toronto Globe*, 1875/11/26, p.4.

58 また1878年7月30日にトロントで開催されたMAOの集会では、会場となる会議場の壁面をユニオン・ジャックで飾り、『ゴッド・セイブ・ザ・クイーン』を参加者で歌うなど、ブリティッシュ・アイデンティティを喚起する趣向が凝らされていた。K. Sueuchi, "Tariff out of Politics: Political Economy of Tariff Policy in Canada 1875-1935" (unpublished Ph. D. thesis, Carleton University, 1992), p.53.

持の主張を展開したのである。

3. オンタリオ製造業者協会による保守党の支援

(1) オンタリオ製造業者協会による保守党「支持」

前節までで検討したように、MAOは1870年代初頭から保護主義運動を展開することによって、カナダにおける保護関税の重要性を訴えてきた。しかし1873年以降、政権を担当したのは低率関税政策を採用する自由党であり、MAOが主張するような保護関税導入の要求は受け入れられることはなかった。このような状況下で、MAOの会員達は不況の原因を保護主義の導入に動こうとしない自由党政府にあると考え、表向きはMAOはどの政党にも与しない非政治的な団体であると謳う一方で、1870年代後半には保守党との関係を深めていった。

この保守党との関係強化に関して、1877年10月25、26日に開催されたMAOの年次総会において、会長ハウランドは以下のような演説を行っている。彼はまず、現在すでにカナダ市場で低関税による恩恵を享受するアメリカが互恵に応じることはないと述べ、「互恵に無駄な時間を費やす時は過ぎ去った」と主張する一方、保護関税は負担を増やすことなく、カナダ国内に資本や移民を誘引するだけでなく、沿海州とオンタリオ州、ケベック州との統合を強化すると述べることによって保護主義の利点を説明している。このように主張することで、ハウランドは歳入を基礎とする低関税政策や対米互恵、ないしは保護関税の導入のどちらをカナダの人々が支持するか選挙を通して問うべきときが来たと述べ、次の総選挙で製造業者は保護主義を争点に据え、保護主義を訴える候補者を支持すべきであると主張したのである⁵⁹。MAOは非党派的な団体であり、このハウランドの発言によって政党に関係なく、保護を支持する候補者を支援するということが確認されたのだが、低率関税を志向する自由党が保護を支持することはなかったため、この発言は事実上の保守党支持を意味するものであった。

このMAOにおける選挙への言及は、議会における野党保守党の党首マクドナルドの動向に対応するものであった。マクドナルドは、1871年代末頃から保護関税政策を「ナショナル・ポリシー」として位置づけ、保守党の綱領の一つに加えることによって成長しつつある製造業利害を保守党の支持基盤へと取り込むことを画策していた。しかし、不況や連邦政府の財政赤字が深刻化する1876年に至り、マクドナルドが議会において「関税の再調整」という文言を用いて製造業の保護と振興を訴えたことで⁶⁰、保守党政権下での保護関税導入が現実味を帯びてきたのである。ここにMAOと保守党の利害は一致したのであり、MAOは1877年秋から保守党支援の運動を開始したのである。

(2) ドミニオン国民協会の設立

MAO内において、保守党支援活動の中心的役割を担ったのは、書記のフレイザーである。彼がその活動の中で重視したのは、MAOの活動と保護主義の重要性を一般の人々に知らしめるための地方遊説であった。フレイザーは、上記の1877年10月末に開催されたMAO年次総会でのハウランドの演

59 *Toronto Globe*, 1877/10/26, p.4; Forster, *A Conjunction of Interests*, p.166.

60 大原祐子『カナダ史への道』, 山川出版社, 1996年, 20-22ページ。

説に先駆けて、9月末からオンタリオ州を中心に様々な都市をめぐって演説会を開催した⁶¹。各地での演説の中で、彼はまずカナダにとってのナショナル・ポリシーの意義を語り、保護主義がカナダの経済発展、移民の誘致にとっていかに重要かを説明する一方⁶²、このナショナル・ポリシーについてより詳しく知る場として10月末に開催予定のMAO年次総会への参加を呼びかけたのである⁶³。またフレイザーは、1878年夏にもブキャナンの友人であり、当時絨毯製造業者で労働問題に精通するジャーナリストでもあったライトと共に各地を遊説してまわり、週2、3回労働者向けの保護主義に関する講演会を開催することで保護主義を支持する候補者への投票を呼びかけたのである⁶⁴。彼は演説において、自らの所属するMAOと保守党との協力関係を否定したが、『グローブ』紙が指摘するように保守党との関係は明らかであり、「保護のプロパガンディスト」であるフレイザーによる全ての演説会は、保守党の意に沿って開催されていると揶揄されたほどである⁶⁵。

このMAOと保守党の協力関係はこの後さらに顕著となり、1878年3月8日に連邦議会にてマクドナルドが政権を獲得した際には保護関税を導入すると明言したすぐ後に、オンタリオ州ハミルトンにてドミニオン国民協会（Dominion National League）という団体が設立された。この団体は、選挙において「ナショナル・ポリシーを支持すると宣言する候補者に支援と票を与える」ことを目的とする、事実上保守党支持の政治団体ではあり、農業、製造業問わず「国内生産者に国内市場を確保すること」をスローガンに掲げていた⁶⁶。しかし、この団体は独立した政治団体ではあったが、その団体運営の資金提供を行っていたのはMAOであり、リーグの活動の中心的役割を担ったのはフレイザーであった⁶⁷。フレイザーは、MAOの書記である一方で、このリーグを基盤に保守党の支援活動を展開したのである。特に1878年7月末に開催されたリーグの会合には、フレイザーの要請でマクドナルド本人が出席し、カナダをカナダ人の手に保つためには、ナショナル・ポリシーの導入が不可欠であると演説を行ったのである⁶⁸。このようなMAOの支援を背景に、保守党は1878年9月の総選挙で勝利を収め、翌10月17日に第二次マクドナルド内閣が成立したのである⁶⁹。

(3) オンタリオ製造業者協会によるナショナル・ポリシー制定への関与

マクドナルドは選挙に勝利すると、すぐに公約であるナショナル・ポリシー関税制定の準備に取り

61 フレイザーによる地方遊説の行程は、以下の通りである。キングストン(9/29)、ベルヴィル(10/1)、オタワ(10/4, 5, 8, 9)、アルモンテ(10/9)、クラークスバーグ(10/16)、ハミルトン(10/19)、モントリオール(10/24)。Toronto Mail, 1877/9/25, p.2.

62 Toronto Globe, 1877/10/20, p.4.

63 LAC, MG28-I230, Vol.150, CMA, Reports Relating to the Early Days, p.130.

64 LAC, MG29-A15, A. W. Wright Papers, Section I, p.1.

65 Toronto Globe, 1877/10/2, p.2; LAC, MG28-I230, Vol.150, CMA, Reports Relating to the Early Days, p.132.

66 Dominion National League, Country before Party (Hamilton: s. l., 1878), p.1.

67 LAC, MG26-A, J. A. Macdonald Papers, Vol.353, p.166062, Frazer to Macdonald, 1878/3/23; Forster, A Conjunction of Interests, 1986), pp.166-167.

68 Toronto Globe, 1878/7/31, p.4. トロントの日刊紙『メイル (The Mail)』は、社説において「保護やナショナル・ポリシーを代表するフレイザーの努力によって、自由貿易と自由党政府は深刻な打撃を受けた」と述べている。LAC, MG28-I230, Vol.150, CMA, Reports Relating to the Early Days, p.153.

69 1878年総選挙に関して、J. M. Beck, Pendulum of Power: Canada's Federal Elections (Scarborough, ON: Prentice-Hall of Canada Co., 1968), chap.4参照。

掛かった。その際、マクドナルドが第一に助言を求めたのがMAOである。マクドナルドは、MAOに対して「どのような保護がどの程度必要か」と訊ね、彼らにカナダ製造業に関する情報の提供を要請したのである⁷⁰。このマクドナルドの要請をMAOは快諾し、10月3日の執行委員会で出来る限り多くの製造業者が望む保護を得られるよう情報の収集を開始したのである。MAOは、この新関税準備の問題に対処するため、団体内に関税委員会を設立し、その翌週には会員に対して関税に対する意見の提出を求める回状を送付した。この回状に賛同して会員から集められた関税に関する意見や要望を元に、関税委員会は、業種ごとに28の小委員会を組織し、政府へ提案する関税改正案の作成を行ったのである⁷¹。

他方、総選挙に向けて保守党の支援を行っていたフレイザーは、選挙後の新関税準備においてもその手腕を発揮した。フレイザーは、選挙後の1878年12月にマクドナルドに直接手紙を送り、関税作成の実務機関である大蔵省統計局（Bureau of Statistics）局長補佐の役職就任を願い出た。彼は、マクドナルドに対して自らの長期に渡る実務経験からいかに関税問題に精通しているかを語る一方、自分たちの選挙支援がなければ保守党の政権復帰はなかったと述べることで、マクドナルドにその「対価」を求めたのである⁷²。このような「直訴」の結果、彼はマクドナルド内閣の大蔵大臣ティリー（S. L. Tilley）によってカナダ製造業利害の関税に関する見解を進言する相談役として1879年1月に大蔵省に招聘され、大蔵省統計局局長に新たに就任した統計学者のヤング（Edward Young）と共に約半年間新関税の準備に取りかかったのである⁷³。このフレイザーによる関税制定プロセスへの参加によって、MAOは関税に関する報告書提出という間接的手法だけでなく、フレイザーを通して団体の主張をより直接的に反映させることができたのであり、『グローブ』紙で語られたように、「この関税は政府のものではなく、関税法作成を助ける専門家として呼ばれた製造業者や保護主義者のもの」となったのである⁷⁴。

このようなフレイザーをはじめとするMAOなどの製造業利害の尽力にも助けられ⁷⁵、1878年3月14日の下院における予算演説で、「ナショナル・ポリシー関税」と呼ばれる新関税法が発表された。そ

70 LAC, MG28-I230, Vol.150, CMA, *The First Hundred Years*, p.3.

71 この回状をとおして会員に調査されたのは、1. 希望する関税は、従量関税か、従価関税か、それとも両者の混合であるか、2. 製品を作る際に用いている原料は何か、3. どのような関税を希望するか、4. 既存の関税表における分類の変更を希望するか、という点であった。Toronto, *Globe*, 1878/10/15, p.2; 10/18, p.1; 10/24, p.2.

72 LAC, MG26-A, Macdonald Papers, Vol.353, pp.163034-35, Frazer to Macdonald, 1878/12/23; Vol.524, p.205, Macdonald to Frazer, 1878/12/26.

73 *Toronto Globe*, 1878/1/21, p.1. フレイザーやヤングと共にナショナル・ポリシー関税法の準備を行ったマクレーン（John McLean）は、この三年後の1881年に創刊されたMAOの機関誌『カナダ製造業者と産業界（*Canadian Manufacturer and Industrial World*）』の編集長に就任した。Neill, *A History of Canadian Economic Thought*, p.82.

74 *Toronto Globe*, 1878/3/1, p.1.

75 オンタリオ州の製造業者団体であるMAO以外にも、ケベック製造業者協会（Quebec Manufacturers' Association）やニュー・ブランズウィック製造業者協会（New Brunswick Manufacturers' Association）、そしてハリファクス商業会議所（Halifax Board of Trade）が保護関税導入を支持し、政府に情報の提供を行った。ティリーは、これを機にMAOとこれらの団体の合同を希望し、団体間で製造業者の全国団体の創設に向けての合意がなされた。これに続いて会長の任命や運営機構の決定もなされたが、沿海州の製造業者によるオンタリオ、ケベックの製造業者へのライバル意識から、最終的にはこのカナダ国内の製造業者団体の合同案は実現しなかった。Toronto *Globe*, 1878/1/18, p.8; Forster, *A Conjunction of Interests*, pp.187-188.

表5 ナショナル・ポリシー関税法とMAOの関税率要求案

品目	1879年前の関税率	1879年の関税率	MAOの関税率要求案
農業機器	17.5%	25.0%	35.0%
ロープ・縄	5.0%	15.0%	15%ないしは20%
皮革製品	17.5%	20.0%	35.0%
家具	17.5%	35.0%	25～30%
靴	17.5%	25.0%	35.0%
綿布	17.5%	15%+1セント/1平方ヤード	35～50%
綿製の衣服	17.5%	30.0%	
石炭	0	50セント/1トン	17.5%
銑鉄	0	2ドル/1トン	トンあたり数ドルの従量税
トウモロコシ	0	7.5セント/1ブッシェル	10.0%
茶	5セント/1ポンド	10%+2セント/1ポンド	要求せず
小麦	0	15セント/1バレル	
小麦粉	0	50セント/1バレル	

出典：Toronto, *Globe*, 1879/1/16, p.1; 3/15, p.8をもとに作成

の内容を見ると、MAOが関税委員会を通じて作成した関税改正案が要求する平均35%の高率関税は受け入れられなかったが、それでも自由党政権下での平均17.5%から25%へと大幅な関税率の上昇が見られた。また個別商品ごとの関税率についても、工業製品のみならず農産品も含めて従来の関税に比して保護の強化が果たされたのである（表5参照）⁷⁶。

このナショナル・ポリシー関税法に関して、たしかにMAO内の一部の製造業者は、完全には要求が受け入れられなかったことに対して不満を示していた⁷⁷。しかし、ナショナル・ポリシー関税制定の前年にあたる1878年時と1884年時のカナダ製造業の中心地であるオンタリオ、ケベック両州における製造業を比較すると、ナショナル・ポリシー関税法導入後の6年間でその生産高や被雇用者数は約2倍となり、また工場数も約50%の増加を見せるなどナショナル・ポリシーは着実にカナダ製造業の成長に貢献したといえる⁷⁸。また個別産業ごとのナショナル・ポリシー関税法の影響を見てもその成果は明らかであり、オンタリオ州とケベック州の製造業は、ナショナル・ポリシー関税法施行後のわずか数年の間に急速な発展を見せたのである。特にナショナル・ポリシー関税法による関税改正で大幅な関税率の上昇が見られた農業機器（17.5%→25%）や、綿布を投入品とする服飾産業（17.5%→30%）において、その成長は生産高だけでなく被雇用者数の増加といった操業規模の拡大という点に顕著に現れており、ナショナル・ポリシー関税法が製造業の発展に与えた影響が窺えよう。このようにナショナル・ポリシー関税法では、MAOが望んだ関税率は必ずしも採用されなかったかもしれないが、カナダ製造業利害に効果的な保護を提供し、その急速な発展の基礎をなしたという点でMAOが1870年代を通して展開した保護主義運動は、成果があったといえるであろう。

76 Toronto *Globe*, 1879/1/16, p.1; 3/15, p.8.

77 LAC, MG28-1230, Vol.150, CMA, *Reports Relating to the Early Days*, p.179.

78 MAO, *Canadian Manufacturer and Industrial World*, 1885 Feb. 20, p.976.

おわりに

以上のように、19世紀後半における保護主義運動は、旧植民地体制の解体や大不況といったカナダ社会・経済の混乱の中で萌芽的成長を遂げつつあったカナダ製造業利害による生き残りのための窮余の策であり、彼らは保護関税をもって国内市場における自らの利害を守ろうとしたのである。しかし彼ら製造業者は、不況の深刻化やアメリカという外敵の成長に対して、単なるセルフ・インタレストの保護、つまり自社の利益を確保するという点からだけでなく、カナダというネイションの経済をいかにして守るかという点にも関心を拡げていったのである。19世紀後半のカナダで保護主義運動に参加した多くの製造業者にとって、セルフ・インタレストとナショナル・インタレストは共存し、一貫する考えであったといえるであろう。

しかしながら、本稿で検討した19世紀後半のカナダにおけるこのネイションの保護という考えの基盤にあるのは、保護主義を追求することで外部経済から切り離された自給的な経済構造を志向するものではなかった。それは、あくまで保護主義を通したイギリス帝国の枠内におけるカナダ経済の発展という考えであり、ブキャナンの言葉を借りるならば、19世紀後半におけるカナダが目指したのは、イギリス帝国内の「製造業植民地」となることであった。つまり、19世紀後半のカナダにおける保護主義運動を支えたのは、高率関税による製造業や農業といったカナダ国内の諸産業の振興やカナダ経済の繁栄だけでなく、イギリス帝国内の「製造業植民地」になるためにイギリス本国や他の帝国諸地域との関係を緊密化し、イギリス帝国経済の一翼を担うべくカナダを発展させるという考えだったのである。しかし、当該期における製造業者の考えの中心にあるのは、国内市場における保護だったのであり、彼らが実際に他の帝国諸地域との経済関係緊密化に動き出すのは、1890年代以降のことだったのである⁷⁹。

79 福士純「世紀転換期イギリス帝国経済とカナダ商工業利害－1903年第5回イギリス帝国商業会議所会議を中心に－」、『西洋史学』第213号、2004年。

Canadian Manufacturers and Their Protectionist Movement in the Late Nineteenth Century

Jun Fukushi

Abstract

This paper considers the development of Canadian manufacturing interests and manufacturers' protectionist movement in the late nineteenth century. As a case, it analyses manufacturers' views and activities in connection with the implementations of the Cayley Tariff of 1858, the Galt Tariff of 1859, and the National Policy tariff of 1879.

Not until the late 1850s did the protectionist movement start in Canada. This movement was led by Isaac Buchanan, who maintained that Canada should avoid importing industrial goods and instead develop its own manufacturing industry through protective tariffs. In advancing this argument, he proposed that Canada strive to become a 'manufacturing colony' within the British Empire; he also established the Association for the Promotion of Canadian Industry (APCI). In April 1858, APCI held a meeting and submitted a petition for its protective tariff plan to William Cayley, Inspector General of the United Provinces of Canada. The proposed Cayley Tariff and Galt Tariff had two-tier structures, comprising lower tariffs for raw materials and higher tariffs for finished products. These proposed tariffs included protectionist factors that were also supported by APCI.

It was after the Great Depression of 1873 that protectionism was raised again. Under the Depression, manufacturers' opinions became clearly divided between protectionism and reciprocity with the United States. In order to overcome the disagreement, members of the Executive Committee of the Manufacturers' Association of Ontario (MAO), the successor organisation to APCI, linked protectionism with nationalism and regarded the reciprocity as unpatriotic. This contributed to the unification of Canadian producers against the United States.

MAO started to support the Conservative party after it added the implementation of protective tariffs to its platform in the late 1870s. W. H. Frazer, the secretary of MAO, established the Dominion National League (DNL), a support organisation for the Conservative that was funded by MAO. The Conservative won in the 1878 general election through the supports of MAO and DNL, and implemented protective tariffs that were known as the 'National Policy'.

In conclusion, Canadian manufacturers emphasised protecting the national economy against the United States through higher tariffs in the late nineteenth century. On the other hand, they did not intend to separate from the British Empire but rather fortify its economic development within it.